

## 第三セクター等について地方公共団体が有する財政的リスクの状況に関する調査結果の概要 (令和7年3月31日時点)

### 調査の趣旨

- 第三セクター等は、地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。
- したがって、総務省では、第三セクター等について地方公共団体が有する財政的リスクの状況の「見える化」を推進するため、以下の地方公共団体が一定の関与をしている第三セクター等について、その財務状況や地方公共団体の財政的支援の状況を毎年度調査し、地方公共団体・第三セクター等別に公表しています。

#### 【調査対象の第三セクター等】

- ① 地方公共団体が損失補償、債務保証又は貸付け（長期・短期）を行っている法人
- ② 債務超過法人（事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人を含む。）であって、当該地方公共団体の出資割合が25%以上の法人

※今回の調査は、各第三セクター等に係る令和7年3月31日までに終了した事業年度の決算データ（以下「令和6年度決算データ」という。）に基づいています。

- なお、総務省は、調査対象の第三セクター等（①及び②）のうち、以下の要件に該当する相当程度の財政的なリスクが存在する法人と関係を有する地方公共団体に対し、経営健全化方針の策定と、それに基づく取組の着実な実施を要請しています（「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」（平成30年2月20日付け総財公第26号）及び「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について」（令和元年7月23日付け総財公第19号））。

#### 【経営健全化方針の策定要件に該当する第三セクター等】

- I 債務超過法人
- II 実質的に債務超過である法人
  - a 事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人
  - b 土地開発公社のうち、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社
- III 当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の比率が、当該地方公共団体の実質赤字比率の早期健全化基準相当以上の法人

## 調査結果の概要

### 1. 調査対象の第三セクター等

調査対象の第三セクター等は、令和6年度決算データに基づくと、943 法人（前年度比▲51 法人）であり、内訳は、第三セクターが 579 法人（同▲35 法人）、地方三公社が 364 法人（同▲16 法人）であった。

(単位：法人)

法人分類	① 地方公共団体が損失補償、債務保証又は貸付け（長期・短期）を行っている法人			② 債務超過法人（事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人を含む。）であって、当該地方公共団体の出資割合が25%以上の法人			合計 (①及び②の重複を除く。)		
	R6	R5	増減	R6	R5	増減	R6	R5	増減
第三セクター	473	497	▲24	190	200	▲10	579	614	▲35
社団・財団法人	215	230	▲15	18	16	2	221	236	▲15
会社法法人	258	267	▲9	172	184	▲12	358	378	▲20
地方三公社	364	379	▲15	24	27	▲3	364	380	▲16
地方住宅供給公社	25	25	0	4	4	0	25	25	0
地方道路公社	19	21	▲2	0	0	0	19	21	▲2
土地開発公社	320	333	▲13	20	23	▲3	320	334	▲14
合計	837	876	▲39	214	227	▲13	943	994	▲51

### 2. 経営健全化方針の策定要件に該当する第三セクター等

調査対象の第三セクター等のうち、経営健全化方針の策定要件に該当する法人は、254 法人（前年度比▲10 法人）であり、調査対象の第三セクター等の 26.9%（同+0.3 ポイント）を占めた。内訳は、第三セクターが 208 法人（同▲9 法人）、地方三公社が 46 法人（同▲1 法人）であった。

(単位：法人)

法人分類	調査対象の第三セクター等			経営健全化方針の策定要件に該当する第三セクター等					
				I 債務超過法人			II 実質的に債務超過である法人 a 事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人		
	R6	R5	増減	R6	R5	増減	R6	R5	増減
第三セクター	579	614	▲35	196	206	▲10	1	1	0
社団・財団法人	221	236	▲15	19	17	2	0	0	0
会社法法人	358	378	▲20	177	189	▲12	1	1	0
地方三公社	364	380	▲16	22	25	▲3	2	2	0
地方住宅供給公社	25	25	0	4	4	0	0	0	0
地方道路公社	19	21	▲2	0	0	0	0	0	0
土地開発公社	320	334	▲14	18	21	▲3	2	2	0
合計 (調査対象に対する割合)	943	994	▲51	218	231	▲13	3	3	0
	(100.0%)	(100.0%)	(-)	(23.1%)	(23.2%)	(-)	(0.3%)	(0.3%)	(-)

法人分類	経営健全化方針の策定要件に該当する第三セクター等								
	II 実質的に債務超過である法人 b 土地開発公社のうち、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社			III 当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の比率が、実質赤字比率の早期健全化基準相当以上の法人			計 (I～IIIの重複を除く。)		
	R6	R5	増減	R6	R5	増減	R6	R5	増減
第三セクター	0	0	0	11	10	1	208	217	▲9
社団・財団法人	0	0	0	11	10	1	30	27	3
会社法法人	0	0	0	0	0	0	178	190	▲12
地方三公社	10	12	▲2	22	19	3	46	47	▲1
地方住宅供給公社	0	0	0	0	1	▲1	4	5	▲1
地方道路公社	0	0	0	3	3	0	3	3	0
土地開発公社	10	12	▲2	19	15	4	39	39	0
合計 (調査対象に対する割合)	10	12	▲2	33	29	4	254	264	▲10
	(1.1%)	(1.2%)	(-)	(3.5%)	(2.9%)	(-)	(26.9%)	(26.6%)	(-)

注1：同じ法人に対して複数の地方公共団体が財政的支援や出資を行っている場合、1法人として計上。

注2：表中 I～IIIは経営健全化方針の策定要件である。一つの法人が I～IIIの複数に該当する場合、I～IIIそれぞれに1法人として計上。

注3：表中 I と IIa の法人数には、1の①で調査対象となり該当する法人も含まれる場合があるため、表中 I と IIa の法人数の合計と 1の②の法人数は必ずしも一致しない。

### 3. 経営健全化方針の策定を要する地方公共団体

経営健全化方針の策定要件に該当する法人（2の法人）と関係を有する地方公共団体は278団体（同▲10団体）であり、これらの地方公共団体は経営健全化方針の策定が必要となる。

I 債務超過法人と関係を有する地方公共団体：237団体（同▲13団体）

II 実質的に債務超過である法人のうち

a 事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人と関係を有する地方公共団体：3団体（同同数）

b 土地開発公社のうち、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社と関係を有する地方公共団体：11団体（同▲2団体）

III 当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の比率が、実質赤字比率の早期健全化基準相当以上の法人と関係を有する地方公共団体：37団体（同+4団体）

（単位：団体）

法人分類	調査対象の第三セクター等と関係を有する地方公共団体			経営健全化方針の策定を要する地方公共団体					
				I 債務超過法人と関係を有する地方公共団体			II 実質的に債務超過である法人のうち a 事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人と関係を有する地方公共団体		
	R6	R5	増減	R6	R5	増減	R6	R5	増減
第三セクター	669	705	▲36	215	225	▲10	1	1	0
社団・財団法人	263	278	▲15	32	30	2	0	0	0
会社法法人	406	427	▲21	183	195	▲12	1	1	0
地方三公社	387	407	▲20	22	25	▲3	2	2	0
地方住宅供給公社	29	29	0	4	4	0	0	0	0
地方道路公社	23	25	▲2	0	0	0	0	0	0
土地開発公社	335	353	▲18	18	21	▲3	2	2	0
合計 (調査対象に対する割合)	1,056 (100.0%)	1,112 (100.0%)	▲56 (-)	237 (22.4%)	250 (22.5%)	▲13 (-)	3 (0.3%)	3 (0.3%)	0 (-)

法人分類	経営健全化方針の策定を要する地方公共団体								
	II 実質的に債務超過である法人のうち b 土地開発公社のうち、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社と関係を有する地方公共団体			III 当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の比率が、実質赤字比率の早期健全化基準相当以上の法人と関係を有する地方公共団体			計 (I～IIIの重複を除く。)		
	R6	R5	増減	R6	R5	増減	R6	R5	増減
第三セクター	0	0	0	11	10	1	227	236	▲9
社団・財団法人	0	0	0	11	10	1	43	40	3
会社法法人	0	0	0	0	0	0	184	196	▲12
地方三公社	11	13	▲2	26	23	3	51	52	▲1
地方住宅供給公社	0	0	0	0	1	▲1	4	5	▲1
地方道路公社	0	0	0	7	7	0	7	7	0
土地開発公社	11	13	▲2	19	15	4	40	40	0
合計 (調査対象に対する割合)	11 (1.0%)	13 (1.1%)	▲2 (-)	37 (3.5%)	33 (3.0%)	4 (-)	278 (26.3%)	288 (25.9%)	▲10 (-)

注1：同じ法人に対して複数の地方公共団体が財政的支援や出資を行っている場合、当該地方公共団体ごとに1団体として計上。

注2：同一地方公共団体が複数の法人に対して財政的支援や出資を行っている場合、当該法人ごとに1団体として計上。

注3：表中I～IIIは経営健全化方針の策定要件である。一つの法人がI～IIIの複数に該当する場合、I～IIIそれぞれに1団体として計上。